

平成24年第1回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成24年1月31日（火）午後2時00分～

場 所：石狩市役所5階 第1委員会室

委員出席者：8名

余湖 典昭、小笠原 紘一、山田 菊子、渡辺 信善、土門 隆一、大橋 忠明、
藤懸 健、佐藤 雅代(特別委員)

事務局出席者：12名

田口室長、及川課長、下野課長、清野参事、蛭谷主査、池端主査、宮野主査、
東主査、野宮主査、天池主査、伊藤主査、植木主任

傍 聴 者：なし

議 事：石狩市水道料金の改定について（審議）

配 布 資 料：別添のとおり

記

【13：55 開会】

及川課長

只今より平成24年第1回石狩市水道事業運営委員会を開催いたします。

なお、本日は安藤委員、神田委員、眞柄特別委員につきましては、事前に欠席との連絡が入っておりますのでご報告申し上げます。

開催にあたりまして、田口水道室長よりご挨拶申し上げます。

田口室長

本日は、皆様ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

特に、佐藤先生におかれましては、道外より、態々お越し頂きまして重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年12月13日開催の運営委員会において、水道料金の改定について諮問させていただきました。

今後、水道事業が安定したサービスを継続する上で、避けては通ることのできないこの問題について、市民の皆様と情報を共有すべく、一昨年の広報への連載記事に続きまして、本年の1月号に料金改定の諮問を行ったことを掲載しまして、市民の皆様には、いよいよ料金改定の議論に入ったことをお知らせしたところです。

市議会においても、本年1月17日の常任委員会に料金改定の諮問について説明を行い、昨年12月の定例会においては料金改定に関する質問もあり、いよいよ、本格的な議論へ入ってまいりました。

本日は、前回の運営委員会で委員の皆様からの意見に基づきまして、事務局より補則説明をさせて頂き、また、皆様からご意見を頂きたいと思っております。

委員の皆様には、貴重なお時間を頂戴しての会議となりますが、よろしく願い申し上げます。開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

及川課長

これより会議の進行につきましては、余湖会長にお願いいたします。

余湖会長

みなさん本日は非常に寒く、また、大雪の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ございます。

昨年末の前回委員会で諮問を受けまして、1回目の審議を行いまして、今回が2回目となります。前回欠席された方は今回出席いただいておりますので、今日は初めに前回の復習、それと追加で出された補足資料の説明をしていただいで、活発なご議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

蛭谷主査

今回、新たに皆様に配布いたしました資料は、本日の会議次第と横綴じの補足資料、グラフが載っております12ページのものを事前に送付させていただいておりますが、皆様のお手元でございますでしょうか。

それでは、早速説明に入らせて頂きます。

昨年の運営委員会に於きまして、水道料金の改定について諮問をさせていただきました。今日は改めて、今一度料金改定について、簡単にご説明させていただきたいと思ひます。

まず、料金改定の概要についてですが、算定期間は、平成25年度から平成28年度までの4年間とします。そして、今回の料金改定は、経営の健全化を目指す一方で、市民負担を極力抑えなければならないという状況の中で実施するものです。

したがいまして、その方針として、料金制度に関するものについては、1点目に激変緩和措置を廃止し、新港地区とその他地区における口径25ミリメートル以上の料金について統一を図る。この激変緩和措置については、後ほど説明いたします。

2点目に大口径使用者の使用料における逡増型料金制度については、水源変更により量的不安が解消されますことから、これを廃止します。

次に負担軽減に関するものとして、市民負担を抑えるため、1点目として、高料金対策繰入金を2年間前倒しで実施します。

2点目として、可能な限り利益積立金を活用いたします。このため、算定期間の最終年度である平成28度末においては、利益積立金残高は、ほぼゼロになることを見込んでいます。

これらの方針によりまして、平均改定率は20.5パーセントを見込んでいます。

次に、平均改定率の考え方について説明いたします。

平成25年度から28年度までの算定期間に必要な経費に対して不足する料金の額の割合、これを平均改定率と言ひます。この4年間において、料金で賄う必要のある経費は総額約65億4,000万円、これに対しまして、料金の収入見込みは、約49億7,000万円で、経費に対して15億7,000万円の不足額が生じます。この不足額を解消するためには、31.5パーセントの料金改定が必要となります。

しかし、このままでは改定率が非常に高いため、市民負担を抑制するための方策として、まず1点目に高料金対策繰入金の2年前倒しを行います。高料金対策繰入金は、国の基準では平成27年度から対象となりますが、平成25年度からの石狩西部広域水道企業団の用水受水開始によって受水費用が発生することから、2年間前倒しで繰り入れを行います。繰入額は、平成25年度、26年度とも年約1億6,000万円。2カ年で約3億2,000万円の繰入れを見込んでおります。

この繰入によって、不足額は約12億5,000万円に軽減され、この不足額を解消する
とした場合の平均改定率は、25.1パーセントとなります。

さらに、市民負担を極力抑える観点から、2点目の方策といたしまして、利益積立
金を不足額の一部に充当いたします。利益積立金は、平成24年度末で約2億3,000万
円の残高が見込まれており、これを充当いたします。

その結果、不足額は約10億2,000万円にまで減少し、最終的に平均改定率は、20.5
パーセントとなります。

このように、市民負担を可能な限り抑え、基本料金及び従量料金に平均改定率20.5
パーセントを乗じ、口径25ミリメートル以上の大口径の通増料金を廃止した結果、改
定案としての料金表は、ご覧のとおりとなります。

この改定案どおり料金改定を実施した場合、石狩市の水道料金は道内他都市と比較
すると、高い水準となります。しかし、下水道使用料も合わせた料金比較では、改定
後も道内平均より低い水準となります。

こうした料金改定の結果、収入が増加し、収入の支出に対する不足額は軽減されま
す。そして、なお収入が不足する部分については、利益積立金の補てんにより、収支
バランスを図ることができます。

以上で料金改定についての説明を終わります。

続きまして、激変緩和措置と料金改定について説明いたします。

激変緩和措置に至る経緯として、平成10年度に新港地区と本町・八幡地区で実施し
ていた2つの簡易水道事業を上水道事業に統合しました。

この統合で、水道料金は条例上の統一を行いました。新港地区以外で口径25ミリ
メートル以上の大口径を使用する方々の料金負担が急激に増加することから、激変緩
和措置として、運用上は減免措置を講じることとしました。なお、この措置は、平成
22年度に統合した厚田区・浜益区においても同様に適用しています。

そして、この激変緩和措置の内容は、新港以外の地区の25ミリメートル以上の大口
径の使用料を条例改正前、つまり統合前の従前の料金に据置くこととし、この
措置は、次の料金改定までの暫定措置として概ね10年間を想定しておりました。

その後、ダムからの受水時期が平成25年まで伸びましたので、暫定措置も継続され、
現在に至っております。

これが、激変緩和措置と条例上の料金を示したものです。

この表の白地部分が条例上の料金で、黄色の部分が激変緩和措置により減免措置を
適用している料金です。このように、基本料金は統一されていますが、25ミリメー
トル以上の従量料金は、新港地区とそれ以外の地区とで異なっております。

こうしたことから、今回の料金改定で料金の統一を図ることとしました。

次に激変緩和措置の影響ですけれども、現行料金、つまり、新港地域の料金が他の
地域よりも高い水準のままでの料金収入見込みは、算定期間内においては約51億
3,000万円で、収入が支出に対して不足する額は14億1,000万円、この場合の平均改定
率は27.4パーセントとなります。

しかし、今回、激変緩和措置を廃止しまして、料金体系を統一することから、新港
地区の料金を、新港地区以外の料金水準に合わせた上で料金改定を実施します。これ

は、新港地区以外の口径25ミリメートル以上の使用者が料金改定によって、他の使用者に比べ過度な負担増となるのを避けるためです。

そのため、新港地区の料金は一度引き下げられ、現行料金に対して料金収入が減少します。その影響額は、算定期間の4年間で合計約1億6,000万円程度になります。

こうしたことから、先ほど説明しましたように、料金収入見込み額は49億7,000万円となり、不足額は15億7,000万円、そして、この不足額を全て料金で賄う場合の平均改定率は、31.5パーセントとなります。

料金の統一を図るために、激変緩和措置を廃止することとしたわけですが、この廃止による影響を料金改定に及ぼさないようにすること、そして可能な限り市民の負担増を軽減するために、高料金対策繰入金の2年前倒しと、利益積立金の充当を行い、最終的に不足額を10億2,000万円にまで軽減し、平均改定率を20.5パーセントに引き下げるものです。

今回の料金改定は、通常の料金改定に加え、メーター口径25ミリメートル以上の使用料が暫定措置により異なる体系であったものを統一するという観点からも行うもので、料金統一に伴う影響を排除するため、不足額の全てを料金で回収するのではなく、一部繰入金や利益積立金の活用によって、市民負担を可能な限り抑えたものとなっております。

次に、この表は、新港地区以外の1か月当たりの料金について、各口径の平均使用水量における料金改定前と改定後の料金を比較したものです。新港地区以外の使用者については、このように、改定後は概ね平均改定率に添った負担増となっております。

次の表は、同様に新港地区の使用者について、改定前と改定後を比較したものです。

20ミリメートル以下の使用者については、もともと新港地区以外の使用者と同じ料金体系ですので、改定後の負担増については、先ほどの表と同様です。

ただし、25ミリメートル以上の使用料については、料金統一によりまして新港地区以外の料金に一度引き下げた後に平均改定率を乗じているため、基本料金そのものの負担増はあるものの、口径が大きく使用水量が多いほど現在の料金より低くなる傾向があります。逆に水量が少ない場合は、基本料金増加の影響により、負担増となるケースがあります。

以上が、激変緩和措置と料金改定の関係です。以上で説明を終わります。

余湖会長

どうもありがとうございました。

料金改定の全体像と激変緩和措置の二段階でご説明をいただきました。

続けて前回の議論を受けての補足資料の説明をお願いいたします。

蛭谷主査

それでは、前回の委員会で委員の皆様から質疑、ご意見をいただき、それに基づき、事務局で補則資料を作成しておりますので、説明をさせていただきます。

野宮主査

私からは、漏水事故件数と断水に関する資料についてご説明します。

前回の委員会では、平成22年度の実績までのご報告でしたので、今回平成23年度のデータを追加いたしました。平成23年度12月末現在の件数は4件、断水時間は合計で13時間となっております。

なお、断水時間につきましては、漏水事故に対する断水時間の合計を示しております。以上で説明を終わります。

蛭谷主査

私からは、給水原価の内訳についてご説明します。前回の運営委員会では、原水及び浄水費の内訳について、もう少し細かいデータ比較があったほうが良いのではないかとの意見を頂戴しまして、今回、このように資料を作成いたしました。お手元の補足資料の2ページ目をご覧くださいと思います。

水源変更により浄水場が廃止になりますことから、施設の維持管理費用が減少いたします。その結果、施設管理の委託料、薬品費、その他の原水及び浄水費、これは主に修繕費や浄水担当職員の職員費などの費用ですが、これらの費用は減少します。

一方、旧石狩市域は石狩西部広域水道企業団からの全量受水により、受水費が増加いたします。札幌市からの受水単価は、現在税抜き270円に対しまして、石狩西部広域水道企業団の供給単価は概算ではありますが、税抜きで115円とはるかに安いのですが、現在の札幌市からの受水量は、必要な水量の約2割程度しか受水していないのに対し、平成25年度以降は全量を受水することから受水費が増加するものです。

また、石狩西部広域水道企業団からの用水受水に向けて建設した施設、それから老朽化施設の更新などにより減価償却費も増加が見込まれております。

このように、水源が変わることによりまして、給水原価の内訳も大きく変わります。私からは以上です。

池端主査

引き続き、水道使用状況についてご説明いたします。

はじめに、地区別の戸数内訳ですが、ご覧のとおり花川南地区と花川北地区が過半数を占めております。次に、口径別の戸数内訳ですが、大半が口径13ミリメートルの使用者となっております。ただし、口径20ミリメートルにつきましては、公団住宅等が全戸で使用しておりますので、多少件数が多くなっております。

続きまして、地区別の水量内訳ですが、こちらも花川南地区と花川北地区が水量の過半数を占めております。次に口径別の水量内訳ですが、設置戸数が大半を占めておりますことから、水量についても口径13ミリメートルが大半を占めております。

続きまして、地区別の水道料金内訳ですが、これまでの説明どおり花川南地区と花川北地区が約半分を占めております。ここで、新港地区をご覧くださいなのですが、14パーセントということで、使用件数の率に比較して高い率となっております。次に口径別の水道料金内訳ですが、やはり口径13ミリメートルの使用件数が多いものから、料金全体の6割から7割を占めております。

スライドではご用意しておりませんが、配布資料の9ページ以降に口径別使用水量の年間件数を棒グラフで載せております。口径13ミリメートルを見ますと、右側の山が高くなっているところ、だいたい12から13立方メートルの使用者が多いことがお解りいただけると思います。

以下、口径別に表示しておりますが、口径25ミリメートル以上のグラフについては、新港地域と新港地域以外をそれぞれ表示しております。左側の棒が新港地域、右側の棒が新港地域以外となっておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

余湖会長

どうもありがとうございました。

以上のように、前回の委員会の質疑を経て補足資料がいくつか出てまいりました。まず、最初に山田委員から前回メモが出されまして、いくつかご質問があったので

すけれども、今の説明を聞かれて、不足している箇所、あるいは再度確認したい内容などありましたらご意見をいただきたいと思います。

山田委員

はい。前回欠席いたしまして申し訳ありませんでした。また、メモについて取り上げていただき、ありがとうございました。

議事録と今日のご説明を伺って、概ねお答えいただいたと思うのですが、その中で1点、激変緩和措置の廃止については、これは当然行わなければならないことだと思いますので、あえて取り上げる必要があるのかという疑問があります。前回の資料の53ページですけれども、1.6億円が不足すると書かれていますが、私の理解が正しければ、これはそもそも新港地区のみなさんから料金を取り過ぎていたということになります。それはどこを見れば解るかといいますと、今回いただいた補足資料の5ページと7ページの水量と料金を見比べると解ります。5ページの地区別水量では、新港は8パーセントなのに対して、7ページの地区別料金では、新港は全体の14パーセントとなっていることから見ても、新港地区の利用者は事業者の方が多いのでしょけれども、その方々から余分に徴収していたものなので、53ページのように不足額1.6億円と書いてしまうと、新港地区のみなさんに失礼かなという印象を受けます。

ですから、これは選択肢のある1.6億円ではなくて、解消しなければならない1.6億円なのではないかと考えますので、そのあたりをご検討いただければと思いますがいかがでしょうか。

蛭谷主査

これにつきましては、前日も山田委員からメモでご指摘を頂戴していたところでして、今回は事実関係ということで、あえて皆様方に経緯や影響などをお示しいたしました。

そもそも、平成10年度に事業統合した当時は、新港地域も投資を継続しておりましたので、高い水準で料金をいただかなければ事業が運営出来ないという理由がありましたので、その時点では、決して料金を取り過ぎていたということにはならないと考えております。

ただし、統合後10年以上が経過しまして、今回料金統一をするにあたって、このような事象が起きますけれども、山田委員からもご指摘いただきましたように誤解を受けかねない部分もありますので、工夫して説明していきたいと考えております。

山田委員

今のご説明は、初期投資が新港地域には必要だったので、高い料金体系でも受け入れていただけたということですね。

現在は投資が完了しているのですか。

蛭谷主査

概ね完了しております。

新港地域の統合から10年以上が経過しておりますし、この間、市村合併や簡易水道の事業統合も行ってまいりました。

現在市が掲げている方針は、全ての使用者が、同じ負担で同じサービスを享受することができる水道事業であり、タイミング的にもそういう環境が整ったということもありまして、今回こういう形で統一を進めたいと考えております。

山田委員

わかりました。

余湖会長

料金を取り過ぎていたということになると、過去の料金を返してほしいという話になると思いますし、この問題は、上水道の料金体系から見るのか新港簡易水道の料金

体系から見るのかで状況が変わってくると思います。

おそらく、平成10年度の統合の時も料金体系が一番苦労したところだったのではないかと思います。そして、止むを得ず今日まで異なる体系を継続してきたけれども、今回、ようやくその問題を解消したいということだと思います。

ただ、前回の委員会でも申し上げたように、改定後の新港地域の負担がマイナスになる、値下げになるという資料が出ていくと、非常に誤解を受けやすいことも事実なので、説明する時にあまりこれを強調すると『なぜ新港だけ下がるのか。』というヒステリックな反応が出てくる可能性があると思います。

他にご質問ございませんか。

山田委員

この後みなさんご指摘になることだと思いますけれども、前回資料のスライド47、棒グラフに折れ線グラフが重なっているものですが、これによると、利益積立金を全て使い切るというお話でした。

確か前々回の委員会でもお聴きした記憶があるのですが、利益積立金を吐き出してしまうということは、まさかの時の何かに備えるという、民間企業で言いますと、現金として持っておきたい非常時の対策用のお金も吐き出してしまわないかと受け取られかねないと思いますし、事実私もそのように捉えています。

そこでお聴きたいのですが、そもそも利益積立金の役割は何だったのかということと、まさかの時のキャッシュをどこで担保するのかということの2点についてご説明をお願いします。

蛭谷主査

8月の委員会でも、山田委員から同じご意見を頂戴いたしました。

利益積立金は、みなさんご存知のとおり、決算で赤字が生じた場合、それを穴埋めするための大切な積立金であります。今回の料金改定が二十数年ぶりであるということ、そして、あらゆる努力をしても、どうしても2割程度の負担増にならざるを得ないという中で、確かに企業経営からいけば、貯金は無いよりは有ったほうが良いというのは確かでありますけれども、ただ、今回そういった厳しい環境の中で市民の皆様への負担をお願いするということと、アセットマネジメントに基づく施設更新事業が一定程度の事業費とペースで実施できる見通しが立ったということから、今回は止むを得ず2億3,000万円の貯金を吐き出す中で、料金改定をお願いしなければならないということです。

当然、この期間については、老朽施設の必要な更新事業は見込んでいきますし、また、修繕費についても必要な額を予算措置していく予定ですので、なんとかこの状態でも大丈夫だろうというように考えているところです。

余湖会長

他にご質問はございませんか。佐藤委員、いかがですか。

佐藤特別委員

私も一番気になったのは、激変緩和措置のところ、結局、料金の対象額が変わらないまま不足額が増えるということにとっても違和感を覚えました。通常、激変緩和措置というのは、値上げの緩和を目的とするものなので、ここは慎重に説明をしないと理解を得られないと思います。このまま激変緩和措置を続けてくださいと言ったほうが一部の市民はうれしいのだろうなと考えてしまいました。

蛭谷主査

現在、市の水道事業は1つの事業になっているものですから、地区ごとの料金設定というのは制度的には難しい状況にあります。今までは、経過措置的な部分、政策判

断で一定程度は認められてきた部分ですけれども、同じ事業の中で同じサービスを受けているにも拘わらず、恒久的に異なる負担というのは取り得ないというのが1点と、それから先ほども申し上げましたが、この激変緩和措置の廃止にあたって生じる影響額については、使用者が不利益を被らないようにということで、利益積立金の活用ですとか、繰入金を投入していきますので、この影響額が料金改定には及ばないということをしかり説明していきたいと考えております。

余湖会長

関連してお聴きしますが、新港地域の水道というのは、一部小樽市もありますし、工業用水道を使っているところや地下水を使っているところもあるようですが、新聞紙上で、石狩西部広域水道企業団の水が来て水道料金が高くなったら、工場の操業ができないというような記事が随分色々な形で出ています。

こうした中で、実際問題として石狩市の水道を使っている事業者は全体として多いのか少ないのか、また、今回料金値上げをする一方で、新港地区は値下げになるということは、その地域で操業している事業者にとって大きなメリットなのか、どの程度のウェイトなのかということがイメージできないのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

及川課長

まず、新港地域における大口径使用者がどれくらい居るのかということですが、現在280戸の使用者がおりまして、市全体の中に占める割合としては1パーセント程度となります。実際その方々が水道水を使用している訳ですが、逡増料金を廃止したことによって、どの程度貢献度が上がるのかということを試算するのは困難であります。ただ、間違いなく言えるのは、今回の逡増料金の廃止によって、少なくとも大量に水をお使いいただいている大口径の方々は、料金が安くなるという部分がありますし、広く言えば企業誘致という部分にもプラスの効果が出てくるのではないかと考えているところです。

余湖会長

量的な試算は難しいものですか。

及川課長

はい。容易ではありません。

余湖会長

新聞報道されているのは、現在地下水を使っている方については、当別ダムが出来るまでという条件なので、そういう方々が地下水から水道に切り替えたら負担が大きくなるということですよ。

及川課長

はい。今問題になっているのは、新港地域で地下水をご利用になっている食品関係企業の水道への切り替えについてであります。該当する企業は11社ありまして、現在その方々が地下水利用組合を組織しております。石狩市域については、そのうちの3社が該当いたします。

確かに、料金を低くすればするほど水道につないでいただける確立は高くなりますが、新港地域の中でも、既に水道水を使用して食料品の工場を操業されている企業もありますので、そういう方々とのバランスが非常に難しいと考えております。

余湖会長

はい、わかりました。

この問題は何度も新聞に出ていましたのでお聴きしました。

藤懸委員

補足資料の12ページの口径別使用水量ごとの年間使用件数で、大口径の75、100ミリメートルについて示されていますけれども、口径が大きい割には使用水量が非常に少ないと思います。

使用する口径については、計画給水量などを勘案して決定されると思いますが、現実の使用量は非常に低くなっています。これは地下水との関連があるのか、あるいは過大口径ということではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

及川課長

現在の石狩市水道の料金水準、特に大口径の料金水準というのは、全道的に見ても飛び抜けて高い状況になっていると私共は認識しております。ですから、実際に口径100ミリメートルの高い料金を支払って、企業の採算性が合うのかどうかという部分については、非常に難しいところがあるのではないかと考えております。

実際、100ミリメートルを使用しているのは、ほとんどが公共的な使用者、公園ですとか、あるいは港の船舶給水といったところになっているのが実態でございます。

藤懸委員

逆に、口径75ミリメートルや50ミリメートルの方が多く水を使っていて、口径に見合った水量を使っているように思います。大口径ですと、当然料金も高い中で、本来はそれなりに水を使ってもらわなければならないはずですが、現実には使っていないということが、非常に採算性が合わない要因かなと思います。

及川課長

現状の料金が非常に高いということが一番の要因だと思います。

山田委員

その高い料金水準のまま、つまり口径が大きいと全道的に見て高い水準のまま、平均改定率で値上げするのですよね。

及川課長

今回の料金改定の中では、大口径の逦増料金を廃止いたしますので、新港地区の水量を多く使用する使用者につきましては、現行よりも下がる提案となります。

蛭谷主査

基本料金は20.5パーセント値上げになりますが、従量料金は下がるという形になります。

山田委員

現行の料金と改定後の料金を比較できる資料はありますか。

蛭谷主査

前回配布いたしました「資料編」の13ページでございます。

余湖会長

今までは、使えば使うほど単価が上がって行きましたが、これからは一定の金額で上がっていくということですね。

他に何かございませんか。

藤懸委員

もう1点お聴きしますが、補足資料4ページの口径別の戸数ですが、口径13ミリメートルの26万件というのは、年間の累計件数ですか。

及川課長

その通りです。

藤懸委員

もう1点、補足資料2ページの給水原価の内訳についてお聴きします。前回の委員会で、内訳をもう少し細かくしてはどうかとの指摘を受けて、今回は原水浄水費に関わる分を記載していただいているのですが、かえって解りにくくなっている部分があります。

1つは、『給水及び配水費』という項目が出てきていますが、これは一般市民には解りづらいのではないかと思います。これには、人件費や施設、管路関係の維持管理费用やサービス業務費的なものも含まれているという考え方で良いのでしょうか。

人件費は含まれているのですよね。

蛭谷主査

はい、含まれております。各項目についてですが、例えば原水浄水費の中でも「その他の原水浄水費」の中に浄水場の管理要員の人件費が含まれておりますし、給水及び配水費の中にも、管路の維持管理に従事する職員の人件費が、それから、料金徴収、会計管理費の中にも、料金の賦課徴収や契約、会計管理を行う職員の人件費が含まれ

ております。

余湖会長 それぞれの費目に人件費が含まれているのですか。

蛭谷主査 そうです。前回の資料では、人件費を1つの項目でお示ししましたが、今回は目的別の費目に変更した関係で、それぞれの部門に人件費が含まれる形となっております。

藤懸委員 内容は解りましたが、『給水及び配水費』という表現は一般市民には馴染みがないので、平易な表現にしたほうが良いと思います。

蛭谷主査 市民説明する際には、『管路の維持管理に要する費用』にするなど、表現を変えたいと思います。

藤懸委員 解りました。

余湖会長 いずれにしても、このあたりの言葉は、多少工夫したとしても、一般市民に理解してもらうのは難しいでしょうね。

蛭谷主査 このままの言葉だとイメージがしづらいと思いますので、なるべく解り易い表現にしたいと思います。

藤懸委員 私は、こういう形の給水原価の比較表は、市民説明の際に使用すると理解し易いと思います。前回も言いましたが、総括原価方式を採用している以上、こうした説明にならざるを得ないです。市民から見て一番解りやすいのは、地下水とダムでは原価がどのように変わるのということですから、非常に大切な資料だと思います。

余湖会長 この資料に、私のほうであえて付け加えていただいたのですけれども、ページの右下の部分、現在札幌市より受水している水量が全体の2割ということと、それが平成25年からは石狩西部広域水道企業団からの全量受水で単価は115円ということ、これを書かないと、誤解を受けるので書いてもらいました。

前回の委員会でも議論になりましたが、ダムを造って多額の費用がかかったから料金を値上げしますということではなく、今は地下水で不足する水を、高いお金を払って買っているけれども、それを更に良い水に切り替えて全量受水するので、新たな水道としての料金設定が必要だという説明にできれば良いと思います。

一番怖いのは、ダムを造るためにお金がかかったから料金を値上げするのではないかという単純な発想ですね。

山田委員 余湖会長のご説明に、もうひと言付け加えるとするならば、水量の2割は札幌市から分けていただいている、残りの8割は安価な地下水を汲み上げているということも一緒に説明しないと、混乱する恐れがあると思います。

余湖会長 解りました。

前回の委員会で眞柄特別委員が言われていましたが、新しい水道になるんだというストーリーで説明しないと、激変緩和措置の説明が複雑なので、そこに議論が集中すると、多くのパワーが必要になってしまうと思います。

ですから、この委員会では流れとして説明するのは良いですが、これから市民に対して色々な説明をする時には、激変緩和措置とか料金体系云々よりも、石狩の水道がどう生まれ変わるのかということ、きちんとシナリオとして説明した上で、こういうところに反映されているのですよというふうに言わなければいけないと思います。

あくまでも、メインは石狩の水道が生まれ変わるということだと思います。

他にいかがですか。

山田委員 前回のスライドの40ページに、料金改定案の中で、算定期間は平成25年度から28年度までの4年間と書かれていますが、これは平成29年度にもう一度料金を見直すということを併せておっしゃっていると理解してよろしいのでしょうか。

蛭谷主査 これは、中期経営計画の時にも話題になったのですけれども、石狩市は二十数年間料金の見直しもせず、たまたま継続的な赤字も出なかったので改定も行ってきませんでしたが、これからは定期的に見直し作業を行います。ただし、今明らかなのは、平成25年度から28年度までの4年間については改定が必要であるということであって、平成29年度以降の改定については今の段階では申し上げられません。

ただ、算定期間を区切っている以上、その財政収支の見直しの作業については、定期的に行いますという意味合いです。

山田委員 水道事業としては、平成29年度に見直し作業をするけれども、料金改定が必要かどうかは言及しないということですか。

蛭谷主査 今の段階では、料金改定をするとは言えません。

ただ、先ほどのグラフを見ていただいておりますのとおり、利益積立金を全て吐き出すこととしておりますので、これを見れば大体の方向性は見えてくるのではないかと思います。ただし、今の段階で29年度にもう一度料金改定をしますということは、申し上げることはできません。

実際この4年間の見通しを立てた上で、20.5パーセントの料金改定を行って、それが2年、3年と経過していく中で、財政状況がどのように変わっていくのかを検証しながら、今度は平成29年度からの4年間のスパンを見通した時に初めて、料金改定をするかしないかの判断がされると思います。

山田委員 解りました。

小笠原副会長 少し戻ってお聴きします。先ほどの地下水の関係ですけれども、11社の方々が使用しているとのことですが、それらの方々は水道の管にはつながっているのでしょうか。

下野課長 つながっております。

小笠原副会長 そこでお聴きしたいのですが、地下水の汲み上げがストップされた時に市の水道につながっていれば、すぐに切り替えということができるとは思います。仮につながっていないのであれば、色々な議論があると思ったので、実態がどうなのかお聴きしました。

下野課長 ただし、つながってはいるのは主に事務所スペースなので、全体の使用量を賄うためには、新たに給水管を設置する必要があります。

余湖会長 そうすると、製造ライン用の水はつながっていないということですね。

小笠原副会長 口径はどのくらいのものが必要になるのでしょうか。

下野課長 事業者が必要とする水量によってまちまちですので、一概には言えません。

小笠原副会長 その場合、必要な口径が何ミリメートルなのかによって、先ほどの料金改定の意味も増してくると思ったのでお聴きしました。

佐藤特別委員 地下水を使っているということですが、下水道には流しているのでしょうか。そして、その量は把握できているのでしょうか。

小笠原副会長 私が答えるのもおかしいですが、石狩湾新港地域の下水道というのは、地下水であれ工業用水であれ、冷却用水に使っているとすれば無料だったと思うのですが、違い

ましたか。

及川課長 新港地域の下水道は、北海道が管理しておりますので、詳しいことは解りかねるのですが。

池端主査 料金は定量制で区切られていたと思いますが。

小笠原副会長 冷却用であれば水質が変わらないので、料金は徴収していないと聞いた記憶があるのですが。私の認識が違うかもしれませんが。

池端主査 料金の詳細になると、事実関係は把握しておりません。

小笠原副会長 私も今度確認しておきます。

佐藤特別委員 1点お聴きします。少し違う観点からなのですが、公共施設、庁舎や小中学校も2割の料金値上げになる訳ですけれども、その分について市はどのように賄うのでしょうか。経費を2割分節約して払うのか、あるいは公共施設分を補助金という形で別立てで積んで、水道事業には影響のない形をとるのかというビジョンをお聴きしたいのですが。

一般家庭の場合であれば、節水をするだとか、値上げされた分をそのまま支払うという選択もあるかと思うのですが、市役所全体として公共料金を支払う立場としてはどのようなビジョンをお持ちなのでしょうか。

及川課長 現実的な話としては、それぞれの公共施設について毎年予算編成する際に、必要な光熱水費を財政部局で予算付けすることになります。

佐藤特別委員 そうすると、水道料金が上がっても市役所組織としては特段関係が無く、確実に収益が増えるということですか。

及川課長 ただ、光熱水費をそれだけ多く予算付けしなければなりませんので、それが税金から支出されているものであれば、その分が税金から支払われるという形になると思います。

小笠原副会長 それに関連して、生活保護世帯の方の関係なのですが、石狩市の場合は生活保護費の中に水道料金は含まれているのでしょうか、それとも別途免除して、その分を一般会計から繰り入れることになっているのでしょうか。

及川課長 この部分については、基本的には多くの自治体が同じだと思いますが、必要な光熱水費は生活保護費の中に含まれておりますので、特に減免することなく通常の料金を支払っていただいております。

ただし、他の団体では水道料金を減免しているケースもあると聞いておりますが、それらの団体についても今申し上げましたとおり、生活保護費に水道料金が含まれているのであれば、二重の軽減措置ということになり得るという考え方もあると聞いております。

余湖会長 水道料金が上がったからといって、生活保護費が上がる訳ではないですね。

及川課長 保護費の中の水道料金については一定の基準額がありまして、料金の改定に伴って上がるとは聞いておりません。

余湖会長 他にご質問などはありませんでしょうか。

これからの市民に対する説明に、事務局はエネルギーを使うことになると思いますので、市民の立場、原点に立ち返って想定される質問などありましたら、お手元の資料にこだわらず、予行演習ということで、広い視野で質問していただければと思いま

すが、いかがでしょうか。

例えば、石狩市水道は二十数年間値上げをして来なかった訳ですけれども、今回値上げするにあたって、本来であれば30パーセントの改定が必要なところを20パーセントに抑えましたと説明した場合に、『10年前に少し値上げをしていれば、今回の値上げも低く抑えられたのではないのか』という質問が市民から出される可能性も否定できないと思います。その場合、事務局はどのように答えますか。

及川課長

10年前の状況としては、継続した収支不足が発生していなかったというのが理由の第1点としてあります。

一方で、将来を見据えた時に、少子高齢化の進展などで水量が減少傾向になっていくことは想定出来たかもしれませんが、それによって、現実的にどれくらい水量が減り、料金にどの程度の影響を与えるのかということまでの踏みこんだ推計はできていなかったと考えております。

ただ、収支不足が発生していない状況で水道料金を値上するということについては、そこまで切羽詰まっていなかったと言いますか、実際問題として、市民に与える影響を考えると、かなりのハレーションになると予想されたので、そこまでの判断はできなかったのだと思います。

余湖会長

私がちょっと頭にあったのは、石狩西部広域水道企業団の用水供給が何度も延期されたこと、あるいは水量が変わったこと、そして、それに伴って供給単価も定まらなかったという経緯は、前向きに説明すべきではないかと思います。

実際この委員会でも、将来的に積立金が無くなるということは目に見えているのだから、速やかに料金改定を検討すべきとの意見がありました。結局その部分が一番の障害だった訳です。

本来は、もう少し早く検討すべきだったけれども、実際には出来なかったという説明をする考えはないのですか。

小笠原副会長

私は市民説明に備えて、20年前、いわゆる昭和から平成になるあたりの社会情勢とこれまでの変化を10年刻みくらいで抑えておいたほうが良いと思います。

バブル経済の時には、みんなが色々なところで貯蓄していましたが、いざ景気が下向きになると、それを食いつぶすということはどこでもやっていた訳で、石狩市の水道も時流とは言いませんが、社会背景をバックに経営が順調に推移して、利益積立金も相当積み上がっていたので、それで少しずつ食いつないできたけれども、遂にこらえきれなくなったと。色々な自助努力をしてきたけれど、限界に達してしまったというシナリオになるのかなと思います。

20年という長いスパンですから、やはり社会背景は言わざるを得ないのかなと思います。

佐藤特別委員

私もそのあたりを説明しないと、左団扇だった時代があつて、その間に何か打つ手があつたのではないか、あるいは切羽詰まるまでは余裕があつたのではないか、ということで足元をすくわれてしまうので、そのあたりを丁寧に説明しないと納得していただけないと思います。

及川課長

左団扇の時代があつたのかということ、現実的には無かつたのではないかと思います。簡易水道を統合し、資産が増えたことによって、減価償却費や維持管理経費などの経

費も増加する中、ぎりぎりの状況で会計運営をしてきたというのが現実的なところでありまして、それを内部の経費節減などで凌いできたということだと考えています。

佐藤特別委員

色々な形で先取りをして手を打って来たご努力は、私なりにお聴きしてきたところなので、そういうところも見せていただきつつ、社会状況の変化もご説明していただかないと、昨今の風潮ですと、公務員を叩けば、あるいは公共事業を叩けばOKというものもありますので、これまでの経緯を誠実に説明するしかないと思います。

及川課長

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

余湖会長

先日、新聞に全国の料金改定のうち、4割は値下げだという記事が載っていました。4割というのは、驚くような数字ですね。

別の視点でお聴きしますが、いままでの議論では、積立金をある程度残すという前提だったものが、今回は全て食いつぶすところまでいく訳ですが、収益的収支が赤字になって、且つ積立金が完全に無くなるという状況を作り出す訳にはいかないのですよね。会計的に、そのあたりはどうかのでしょうか。

蛭谷主査

今回の料金改定にあたっての財政収支というのは、利益積立金が限りなくゼロに近づきますが、マイナスにはならない見込みです。

余湖会長

私がお聴きしたいのは、それが仮にマイナスになるというような状況が起きたら、経営的に良くない訳ですよね。

蛭谷主査

はい、マイナスになった場合、それを穴埋め出来なければ赤字が累積していきます。

余湖会長

それは解りますが、一時的にもマイナスが出てしまうと、経営上何か問題が出てくることはないのですか。

蛭谷主査

赤字の額にもよりますが、資金不足額が一定額を超えてしまうと、連結決算で石狩市役所全体として財政健全化計画を策定しなければならないといったことが考えられますが、水道事業会計が赤字になったからといって、直ちにそうなるとは思いません。ただ、そういう状態を放置していると、可能性は高くなります。

余湖会長

私の聴き方も短絡的でしたけれども、利益積立金が無くなってマイナスになるという状況を作り出してはいけないというのが、基本的な経営の考え方なのですよね。

蛭谷主査

経営の視点からいけば、それは回避すべきであると考えています。

小笠原副会長

今の話を解りやすく説明すると、自分の現金を持たないということは民間企業でいうと倒産の一手手前ということ、つまりキャッシュフロー計算書が書けないということです。一時的な資金不足は、自分の持っているお金で補填して食いつなぐというのが通常のやり方ですから、いわゆる企業会計ということで、ある程度の資金調達には困らないだろうという前提でお話しされていると思うのですが、民間の場合は、そういう状態になると銀行がお金を貸してくれませんので、そうすると、倒産への道を転がり落ちていくような形になりますので、そういう発想から言うと、企業会計としても自己資金はある程度確保しておかないと、非常に危険な状態であるという言い方は出来ると思います。

余湖会長

ありがとうございます。

民間企業なら倒産だろうと私も思ったものですから。

山田委員

ちょっと追加させていただくと、先週、総務省から、水道企業会計を含めた公会計を平成26年度から民間並みの企業会計に移行するという話が出ていて、今の小笠原副会

長のお話もそうですけれども、これからは民間企業と同じ立場で話をしなければいけない時代が来る訳です。

その時に、持っている現金は全て使い果たして、足りなくなったら一般会計から繰り入れてもらいますというのは、非常に違和感があるというか、このまま永続的に水道事業が経営されるのかということに、私自身は不安を覚えます。

蛭谷主査

地方公営企業では、例えば企業債の取扱いが、民間企業と違い資本金に位置付けられています。これには訳がありまして、東京都が企業会計制度移行に向けて貸借対照表を作成するとき、企業債の取り扱いについて検討した結果、『借入資本金』として資本に位置付けたことが発端となり、地方公営企業独自の制度になりました。

ただし今後は、より正しい情報と言いますか、より正しい実態をお知らせするために制度が変わることによって、企業債は負債として整理されますので、そういった部分では水道料金の改定の議論をする場合でも、また、キャッシュフロー計算書の作成も義務付けられますので、環境は整いつつあると思います。

8月の議論でも、『利益積立金をゼロにしてしまっているのか』、『民間企業ではあり得ない』というご意見をいただきましたが、我々も安定経営の部分から言えば、出来る限り不測の事態に備えるための資金、中期経営計画では2億円程度を確保するというお話もしていたのですが、早くそういう形に持って行きたいとは考えています。ただし、今回は過渡期と言いますか、なかなかそこまでは出来ない状況にあります。

今後は、会計制度の見直しによって、民間企業と同じような指標でデータを整理していきますので、そういった危機的状況や、問題がどこに潜んでいるのかということが解り易くなり、こういう議論もし易くなるのではないかと考えております。

山田委員

算定期間の、平成25年度から28年度の間にある平成26年度あたりに事情が見えてくるということでしょうか。

蛭谷主査

新しい会計制度の導入については、平成26年度から資本金の組換えですとか、補助金の扱いも負債、前受金の扱いになるということだったと記憶しています。

山田委員

それまでの間に、先程小笠原副会長がおっしゃったように、キャッシュが足りなくなつて、水道事業が倒れる心配は無いのでしょうか。

蛭谷主査

この4年間は、キャッシュについては確保できる見込みです。市民のみなさんに2割のご負担をお願いし、その間、古い施設の更新も計画どおり進めますという説明をして、市民のみなさんにご理解をいただきたいと考えております。

小笠原副会長

今回の料金改定のように、利益積立金を全て使い切るという案は、今の会計制度だからできることだと思います。

したがって、次回の検討する時は、よりシビアで厳しい議論になると思います。

今後、日本全体で負債と資本の組換えをやってしまうと、破綻状態というか、ショートしているところがたくさん出てくると思います。これは水道に限らず、公営企業と言われるところは、ちょっと恐ろしい数字が出ると思いますし、一時的に混乱状態に陥る可能性はあると思います。

余湖会長

私もちょっと危惧するのは、以前この委員会では、先ほど蛭谷主査が言われたように2億円くらい積立金があるのが正常な形だと議論してきて、それが市役所内部の政治判断というものも含めて、これをぎりぎりまで使い切つてゼロまで持っていくとい

うことになった訳ですけれども、それが何か、あたかも積立金を持っていることが悪くて、ゼロにすると行ったから値上げを許してやったというようなストーリーになると、またちょっと別の次元の話になりますよね。

これはおかしいですよ。

蛭谷主査

はい、おかしいと思います。

12月にも、積立金をゼロにして災害が起こったらどうするのかというご意見をいただきまして、事務局としては、その時は一般会計と協議して補助をお願いするしかないというご説明をしたのですけれども、まさにそういう状況に追い込まれると思います。

ですから、そういう部分から言っても、利益剰余金とは名が付いていますけれども、公共的に必要な剰余金であるという説明を絶えずしていく、貯金はあっても儲けではないという説明をしていく必要があると考えています。

余湖会長

次の料金改定の時には、多少は積み立てなければだめでしょう。

蛭谷主査

そうですね。今後毎年3.2億円を掛けて施設更新を行っていきますし、国庫補助金もほとんど入らない中で、企業債と自己財源だけで実施していかなければなりませんので、次回あたりはこの辺を意識して料金を見定めないと難しいと思います。

余湖会長

その辺の説明が難しいのは解りますが、貯金を持っていて料金改定するのはほとんどないという発想になるとおかしいと思います。あまりそういう説明をすると、将来に禍根を残すことになるのではないかという不安があります。

蛭谷主査

市町村が経営しているのだから黒字にする必要は無い、収支のバランスさえ取れていれば良いという意見もあると思います。財政状況によっては、それで良い年もあるかもしれませんが、長い目で見たら、4条の補填財源をいかに作っていくか、もしくは、災害時などの緊急修繕にどういう手当が持てるのかという部分をきちんと説明できる、そのための積立金であるということをご理解いただくことが必要だと思います。

余湖会長

ある意味では、これからの4年間というのは非常に特殊な状況ですよ。

蛭谷主査

そうですね。今回は、特殊な料金改定だと思っております。

余湖会長

私が会長を引き受けてから8年の間に、「水道ビジョンの作成」、「第三者委託の導入」、「中期経営計画の策定」、「施設更新計画の策定」など色々な審議案件があって、そして当別ダムの水源開発があって、これからの4年間にそれらが集中してくるような印象を持ちます。

そういうことから、今回の料金改定は特殊なもので、これからの水道事業が正常な経営形態になっていくための出発点であるという位置付けをしないと、これが当たり前だと思われるかと非常に困りますね。

他にご意見はありませんか。

山田委員

先ほどの、市民のみなさんから出されそうな質問ということに戻りますが、今は標準的な家庭という定義が難しくなっていますが、例えば「3、4人の家庭ではコーヒ一何杯分の値上げになります。」というような説明を考えておられるのですか。

2割ということでお解りになる市民の方もいらっしゃるかもしれませんが。

及川課長

それについては、前回の委員会で安藤委員からも同様の質問がされてきて、どのくらいの影響があるのかという部分については、市民に解り易い説明を考えているとこ

ろです。

蛭谷主査

平均水量が15立方メートルの場合で591円上がりますから、コーヒー1杯分というのは例え話しとしては考えておりますが、その辺も今後工夫していきたいと思えます。

佐藤特別委員

591円がコーヒー1杯分というのは解りますが、その分のお水を今の料金で換算したらお風呂何杯分です、あるいはトイレ何回分ですという説明のほうが感覚的に解り易いと思えます。

山田委員

これだけ節約すれば、実際に支払う料金自体は増えなくて済むという説明ですね。

佐藤特別委員

また、事務局のみなさんには、トンや立方メートルという単位は当たり前なのでしようけれども、市民のみなさんは普段そういう単位で生活されていません。

1人の1月当たりの使用水量などは資料でお示しいただいていますが、例えば、それをお風呂に貯めるとどれくらいなのか、あるいはペットボトルにするとどのくらいなのかという説明をしていただいたほうが、イメージし易いのではないかとということ、それこそ、今みなさん普通にペットボトルや13リットル容器でお水を買ったりしますが、それに換算するとこのくらいの量ですというような説明が解り易いと思えます。

それと、品質が良くて安全なお水を、これだけ安い価格で継続的に提供しているというところをもっとアピールされても良いと思えます。普段300とか500ミリリットルのペットボトルで買っている身としては、水道はとても安いと感ずますし、お風呂やトイレも普通に使えて、その生活の中で591円というのがどういう金額なのかということを示していただいたほうがイメージし易いと思えます。

及川課長

わかりました。今のご意見を踏まえて、説明を工夫したいと思えます。

余湖会長

他にいかがでしょうか。

土門委員

12月の資料29ページの料金徴収についてお聴きします。これは、今までの経過だと思えますのですが、現年度については97パーセント、過年度で16から18パーセントということで、非常に徴収率が低いのではないかとと思えます。

今の徴収体制を見直しながら、現年度であれば99パーセント台、過年度であれば50から70パーセントくらいまで徴収率を上げるべきだと思えます。

やはり、これから料金値上げになると、未納者は増えると思えます。

過年度分の16から18パーセントという数字は、普通税の徴収率と同じレベルで、「お金があれば払おうかな。」という人だけが払う、その程度の率なのではないかと推察するのですが、徴収体制を改めて、こういう部分を解消していくことが必要だと思えますし、現年度の徴収率をもっと上げることができれば、過年度分に回る額も少なくなると思えます。

それから、平成22年度は決算していると思えますが、不納欠損処分の額がいくらであったか、差し支えなければ教えてください。

厚田村当時は、不納欠損処分は2年に1回、あるいは3年に1回あるかどうかで、徴収率については、ほぼ100パーセントでした。ですから、私はこの委員会に出て、不納欠損額の大きさに驚きました。厚田区の世帯数は1,000戸弱ですが、旧石狩はかなり戸数も多いので、色々な人が居て、徴収もしにくいとは思えますが、なぜこれほど未納額が増えてきたのかというのが疑問です。

それから、厚田区で説明会をした場合に予想される質問は、なぜ未納になっているのかということと、そういう未納額をいつ、どのように回収するかということです。

滞納していて本当に払えないということは、生活保護家庭以下ではないかと思いますが、私はそうではなく、悪質滞納者なのだと思います。こういう人たちは、行政に不満なのか、あるいは町内会にも入っていない、あるいは本当に経済的に生活が苦しいのかということをしっかり色分けをしながら、これからの徴収体制を考えていただければと思います。

余湖会長

事務局いかがですか。この件は、過去にも何度か話題になっております。

全国的なレベルで言うと、未納者に対する給水停止は、非常に厳しくなってきましたし、未納の問題については、今後の市民説明会などでも議論になると思います。

市では一時、給食費の未納額がすごく大きくなって、随分新聞でも報道もされましたが、その後対策を講じて徴収率が上がってきたという話を聞いたことがあります。

以前も話題になりましたが、土門委員のご質問について事務局いかがですか。

宮野主査

過年度分が払えない方のうち、悪質な方と本当に経済的に払えない方の色分けというお話ですが、滞納整理は個々の状況の聴き取りをしながら進めますけれども、どの部分で色分けをするのかという線引きは非常に難しいです。

ただ、経済状態を問わず、ご利用いただいている水道料金は払っていただかなければいけないものですので、未納者については給水停止を実施しながら、厳しく徴収していくという対応をしているところです。

過年度分の収納率が低いのではないかとのご指摘ですけれども、給水停止を実施したとしても、中には水道料金以外の債務が重なっている方もいらっしゃいますし、払える限度額が各未納者まちまちなものですから、状況に応じて徴収をしているところでして、なかなか収納率を20パーセント、30パーセントと伸ばしていける状況にないことは事実です。

経済的な状況ですが、色々対応していると、会社が倒産してしまったり、非自発で退職を勧告されたとか、そういった方が非常に多くなってきています。そういう中で、過年度分を徴収するにあたっては、鋭意努力をしているところですが、徴収率はなかなか上がりにくい状況になってきています。

ただし、現年分については、毎月ご利用いただいている水道料金、これは必ずお支払いいただかなければいけないものですので、出来るだけ滞納額が次年度に繰り越されないよう、早期に、滞納期間が2、3ヶ月になった時点でご連絡等をして、恒常的な滞納者が生まれないような対応をしておりますし、今後とも収納に関しましては、滞納額が増えないような形で対応していきたいと考えております。

余湖会長

滞納されている方に対して、何か月払わなかったら、どういう措置をするという具体的なルールはあるのですか。

宮野主査

基本的に、1か月の納期が過ぎた方で未納の方には督促状が出ます。2か月、3ヶ月滞れば未納状況のお知らせというハガキが届きます。さらに滞納が続けば、給水停止予告や催告状を個別に作成し送付いたします。

余湖会長

給水停止予告や催告状は何ヶ月くらいの未納で送るのですか。

宮野主査

給水停止予告は、3ヶ月程度の未納になると発送するようにしております。

また、給水停止自体は、恒常的に滞納がある方については、対象者をその都度抽出して、給水停止を実施しております。

不納欠損の額についてですが、平成22年度の決算額で、約1,150万円程度となっています。

余湖会長
土門委員

土門委員いかがですか。

職員が努力していることは評価しますが、現年度の徴収をより一層努力していただきたいと思います。やはり、これから料金が値上げされると、未納者が増えて、不納欠損処分対象も増えるのではないかとということが心配されます。

それから、不納欠損処分されている方は色々な層の方だと思うのですが、中には毎年欠損処分されている方も居るのではないのでしょうか。私は、そういう方は悪質だと思うのですが、そういう人たちを見逃していくと、旧石狩のように大きな街は違うでしょうけれども、厚田区のように小さな街だと、『未納していても、何年か経てば不納欠損処分になる。』という傾向が強くなります。

ですから、不納欠損で落とすよりも、その事前の対処策というか、徴収員を頼めばお金のかかることですが、欠損で落とすのであれば、今後色々な方法を考えると、例えば年間200万円くらいかけて、市の公用車で徴収に回ってもらうという方法もあると思います。地道に歩かなければ、徴収体制は出来ないと私は思います。振替口座を勧めても、そもそも払う気が無ければ、口座にお金を入れません。厚田村の時代にも悪質な滞納者がおりましたので、経験から申し上げているのですが、滞納者が増えるということは、これからも心配です。

小笠原副会長

いま、不納欠損が1,000万円くらいというご説明でしたが、これは現年度の料金に対しての欠損金ですか。それとも、何年経っても払わない方の分ですか。

以前も一度聞いたのですが、確か現年未納者は10数パーセントという資料を見せていただいたような記憶があるのですが、全国平均も似たような数字になっていて、それは、その年に払わないで翌年に払うという方が沢山いらっしゃるからで、本当の未納者は、石狩市では1パーセントあるかないかという説明を聞いたような記憶があるのですが。

これは、会計上の整理の仕方のような気もするのですが。

余湖会長
小笠原副会長

本当に損したお金はいくらかということですよ。

そうです。過年度で払う方がいらっしゃると思うのですが、その差引で整理されていないような気がするのです。

及川課長

小笠原副会長がおっしゃったように、前回の委員会でも説明してありまして、資料はスライドの30ページですが、現年度の賦課総額を100パーセントとした場合、現年度中に収納できた割合が97.2パーセント、その年度の未収金は2.8パーセントとなります。これについては、翌年以降5年間くらいかけて、給水停止などを実施しながら徴収していきます。

そして、こうした徴収により、最終的には全体の98.9パーセントくらいまでは回収できているということをご理解いただきたいと思います。

小笠原副会長

市民の方に説明をする際には、現年度分の単位で説明すると誤解を受ける可能性がありますので、今及川課長が説明されたように、本当に回収できない料金は1.数パー

セントしかないという説明をしたほうが良いと思います。

会計上の整理は問題ないと思いますが、説明の際にはそのような説明のほうが誤解を受けないと思います。

及川課長 はい。わかりました。

現年度分、過年度分と分けると、過年度分の徴収率の低さが目立ってしまいますので、今申し上げた内容なども、説明の中に加えたいと思います。

小笠原副会長 そして、今土門委員が言われたように、できるだけ現年度中に支払って頂くよう努力するという事も加わる訳ですよね。

及川課長 はい。そのように説明いたします。

余湖会長 このスライド30ページで、「Nプラス5年度」の時点で未収金が約1,500万円、未納の率が1.1パーセントですよね。これは、5年経ったら不納欠損になるという意味なのではないでしょうか。

及川課長 水道料金の時効は基本的には2年間なのですが、これは本人からの時効の援用という手続きが無い限り、債権債務の関係は続いていきます。

実は、水道料金と下水道使用料は同じ料金システムで管理をして、両方合わせて請求しておりますが、下水道使用料は5年経過しますと自動的に不納欠損となります。一方水道料金については、先ほど申し上げましたように時効の援用が無い限り債権債務の関係が続くのですが、概ね5年経てば、徴収の努力をしても回収できない部分が発生しますので、そういうものについては、下水道使用料と一緒に不納欠損するケースが多いです。ケースが多いと言いますのは、分納誓約と言いまして、5年過ぎても支払うという本人の申し出があれば、それに応じて、その分は不納欠損する必要がありませんので、そういうものは残していくということで色分けをしております。

余湖会長 そうすると、下水道もあるところでは、同じような割合で不納欠損されているということですね。

及川課長 はい。そうなります。

余湖会長 ありがとうございます。他にご意見などありませんか。

前回の委員会で市長から諮問を受けまして、諮問案件としては「水道料金の改定について」ということで、「石狩市水道事業の平成25年度から平成28年度までの4か年の財政収支について算定したところ、経営改善努力にもかかわらず、平成25年度4月分から、現行の水道料金を平均20.5%引き上げ別紙のとおり料金改定を行うことが必要となりましたので諮問します。」というので、先ほどから話題になっている料金表がついております。

この委員会としては、随分前から、今後財政状況が悪くなることははっきりしているので、なるべく早い時期に料金改定の動きをしたほうが良いだろうということ、機会を見て言ってきました。この2回の委員会でも、『上げ幅が高すぎる。』だとか『値上げに反対する。』というご意見は全く無くて、どういう背景があるのか、あるいは、説明する際にどういう問題があるのか、そういったようなご意見、あるいは今後の市民説明に関する考えなど、貴重なご意見をいただきました。

会長としては、料金改定そのものについての反対は、この委員会ではないと判断してよろしいですね。

事務局に再確認しますが、諮問の中で、現行料金を平均20.5パーセントという細かい数字が出てきていますが、この点は流動的だということで考えてよろしいですね。前回もご説明いただきましたが、大きくは無けれども、動く可能性はあるということでもよろしいですね。

及川課長

非常に大きく動くことは想定しておりませんが、現実的な問題として、石狩西部広域水道企業団からの供給単価については、まだ概算単価という形でしかいただいておりませんので、それにつきましては、来年度になってから示されるということになっておりますから、その部分の幅を持たせていただくような形で答申いただければと思っております。

余湖会長

これが、0.1パーセントも変わらずに、20.5パーセントでずっと行く訳ではないということは、みなさんにご理解いただきたいと思います。

前回と今日の2回審議をして、大体ご意見はいただけたと思いますので、私は、次回の委員会で、この諮問に対してお答えしても良いと判断しておりますが、みなさんいかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

答申の内容ですが、今日の委員会でも、今後の経営が気になるという意見がありました。いわゆる、今後の4年間は、特殊な経営状況にあつて、これから水道事業が永續していくためには、健全経営を目指す必要があるということ、答申書に書かなければならないということ、みなさんのご意見を伺って感じました。

実際の文面については、次回の委員会に向けて事務局と調整いたしますが、その他、答申書に盛り込むべき内容について、ご意見があれば伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

市民に対しては、解りやすい説明に努めるようにという意見もありましたが、これは、あえて答申に加える必要があるのかという疑問はあります。この点は事務局も良く解っていると思いますので。

いかがでしょうか。そういう方向でよろしければ、次回答申文を提案して、みなさんのご了解がいただければ、市長に答申するというにしたいと思っております。それによって、この委員会の任期中の非常に大きな役割が終了するということにはなりますが、よろしいでしょうか。

事務局もそういうことでよろしいですか。スケジュール的には、年度内の答申ということでしたよね。

及川課長

はい。年度内にお願いできればと考えております。

藤懸委員

先ほどから話題になっている、利益積立金を使い切るということですが、団体によっては、料金改定時に利益という言葉は別として、資産の維持費などという項目に置き換えて、利益を生むような料金改定をすることも無い訳ではないので、そういう形であっても、今回の改定に見込むことはできないのでしょうか。

利益積立金を使い切るというのは、今後議会関係でも3.11の災害を受けて、そういう対策のために残すべきではないかという議論になりそうですが、やはり残すのは難しいのでしょうか。

余湖会長

この問題は、去年の夏から秋頃にかけて、市役所内部で厳しいせめぎ合いがあった

と思います。少なくとも、この委員会、水道室内の議論では、利益積立金を使い切るという話は無かったと思います。しかしながら、まともに料金改定をしたら、30パーセントも上げなくてはならないという状況、そして、それをいかに減らすかということの政治判断があって、私が聴いている範囲では、施設更新計画を年3.2億円できちんと実施して、施設の安全性を確保した上で、利益積立金をぎりぎりまで使って努力するので、一般会計から補填してもらうことで合意したということです。これには市長の政治的な判断も入っていると思います。

本来は、ある程度積立金を生むような値上げをするのが、会計上も一般的な考え方なのですよね。

及川課長 はい、それが料金設定の基本だと考えております。ただし今回は、先ほど会長もおっしゃられたように、改定しても収支が合っておりませんので、例外的な改定率だと捉えております。しかしながら、今回の料金改定による市民負担の大きさ、改定率の大きさを考えた上で、この改定率になったということをご理解いただきたいと思います。

余湖会長 ですから、答申文には、今、藤懸委員が言われたようなことも含めて、将来の健全経営に向けて、更なる努力が必要だというニュアンスを盛り込む、それを具体的にどう表現するかイメージできていませんが、決して今の状況が普通の状況ではないということを一文付け加えて答申するということが、この委員会としては、水道室のみなさんの苦勞を聴いているが故に、そのようなことを思っているのですが、いかがでしょうか。

山田委員 今後も継続して水道サービスを提供していくための方策を、検討していただきたいということを明記していただきたいと思います。

余湖会長 そうですね。今回の改定は、当面の措置であって、継続していくためには更なる努力が必要なのは、はっきりしていると思います。

小笠原副会長 ひとつお聴きしますが、先ほど質問のあった資産管理費というのは、料金算定の時に給水原価に組み込むのが通常でしたか。

藤懸委員 そういう名目にして、組み込むのです。

小笠原副会長 実際に、給水原価に入れている団体もありますよね。

もしも、そのように、最初から組み込んでいるのであれば、今のような利益積立金がゼロになるという話ではなく、ある程度見込んでいるという説明も出来るのですが。

藤懸委員 ですから、今回は、そういう言葉で出すのは難しいのかなと思いますが、何らかの手立てをしておかないと、破綻の問題に発展しかねないと思います。

蛭谷主査 確かに、総括原価の中には、資本報酬とか資産維持費というプラスアルファを見込むのが通常ですけれども、今回は特殊事情ということで、その部分はまったくカットということになっています。

余湖会長 今の時代は、少しおかしなところがあって、儲け過ぎたらいけないとか、利益が出たらいけないという風潮があるのですが、どこの家庭でも、普通は貯金を持っているし、住宅ローンのようなものであれば4条の積立金を出すだろうし、日常の生活であれば3条の積立金があって、それでうまく回っていくのが普通ですから。

蛭谷主査 企業も本来は、内部留保を確保するのが当然ですので。

余湖会長 儲けたらとんでもないという風潮、たぶん、水道もそういう目で見られているので
しょうね。内部留保資金が何億もあつたら、値上げするのはおかしいというような。

蛭谷主査 過去の議会議論でも、内部留保資金の状況だとか、積立金の状況について質問が出
て、これだけ持っているのであれば市民に還元すべきだと、これを使って、料金値下
げすべきだと主張される議員の方もおられたのですが、これについては、企業会計の
健全経営という観点から、それはできませんということで答えてきているのが事実で
す。

ただ、さすがに、これから議会議論も本格的に始まっていく中で、今現在4億円以
上の積立金がありますから、それを確保したままで料金改定させてくださいと言っ
ても、それは当然認められないでしょうし、料金改定した後に、4億円の積立金をその
まま維持するというのも難しいだろうと考えました。

先ほど会長がおっしゃったとおり、庁内会議の中でも、利益積立金の取扱いについ
ては色々な意見がありました。

そういう意味でも、今回の料金改定は特殊な状況ですので、本来あるべき姿として
は、先ほど藤懸委員がおっしゃったような資産維持費を見込む、あるいは積立金を減
らさない形での改定をすべきだと思います。

余湖会長 そういう意味であれば、我々委員会としては、そのことをきちんと答申文に添えて
出すということにしたいと思います。

佐藤特別委員 健全経営を考えると2億円程度の積立金を持っているべきなので、本来は平均改定
率25.1パーセントとするべきだが、特殊事情もあり、そこまで市民負担をお願いする
のは難しいので、約20.5パーセントの平均改定率は良しとするけれども、経営を考え
ると非常に厳しいという内容の答申文を作られるのが良いかと思います。

余湖会長 そうですね。過去の委員会でも、2億円程度の利益積立金を残すべきということは
議論になっていましたよね。

利益積立金をゼロにするという前提の料金改定を毎回行うというのは、非常に厳し
いですよね。

蛭谷主査 それは、無理だと思います。

余湖会長 ただし、1回そういう料金改定をしてしまうと、既成事実になりますよね。

蛭谷主査 次回改定時には、利益積立金自体が枯渇していますので、今回のような改定は、し
たくても出来ない状況になります。

余湖会長 本当に綱渡りの経営になりますね。

小笠原副会長 当委員会としては、こういう料金改定の考え方は、水道経営の持続性を考えた場合
に極めて脆弱性が増加してしまうということ、そして、健全経営を図るべきだとい
うことを書き、健全経営のための考え方や手法については、これまで議論になった内容
を2、3点記載するという形で、答申文を作成したら良いと思います。

今後、経営が不安定になることは確かで、それはこの委員会でも水道ビジョンの審
議などでも議論になっていたもので、そういうことは書いておいたほうが良いと思
います。

藤懸委員 もうひとつお聴きします。これは料金改定には直接関係ないのかもしれませんが、
今回、広報いしかりに料金改定が必要な3つの要因という記事が出ていました。恒久

水源の問題、老朽化施設の問題、水道施設の耐震化、これらの対応の為に、料金改定を検討しますという内容でしたが、先日、町内会の会合で、水道施設の耐震化は良いとして、今後当別ダムに水源が変わると水源は1本になるけれども、災害時にその配水管が被災した場合の対策について、市はどのように考えているのかという質問が市民から出されました。

余湖会長
藤懸委員
下野課長
藤懸委員
下野課長

札幌分水の配水管をそのまま残して、緊急時の連絡管として使いますよね。

市内の浄水場は、どうするのですか。完全に廃止してしまうのですか。

はい、完全に廃止いたします。

そうすると、地下水を2次水源として使用するのは無理なのですね。

地下水を汲み上げている井戸は、現在20本ありまして、議会からもそれを残せないのかという質問がされています。

浄水場については、廃止後2、3年であれば、使う気になれば使えると思うのですが、使わなければ錆びてしまって、動かなくなってしまいます。そういうことを考えた時、井戸を残すことが有効なのかどうかということで、今後検討することとしておりますが、今回の改定の経費には、その部分は見込んでおりません。

藤懸委員
余湖会長

そうすると、災害時の緊急水源は、札幌分水のみになるということですね。

水道ビジョンの審議の時には、緊急貯水槽の話も出ていましたが、それはまだ具体化していないと思います。

小笠原副会長
山田委員

今後、札幌市との連結管は、緊急時連絡管という位置付けに変わりますね。

藤懸委員から紹介いただいたお話は、非常に象徴的で、市民全員が料金値上げに反対かということ、そんなことはなくて、市民のみなさんも継続した水道サービスが、安定的に安全に、そして災害の時にもなんとか供給され得るということ、一番高いプライオリティーに置いていらして、それを実現するために多少の値上げがあっても仕方ないと考えてらっしゃるというふうに、事務局のみなさんはもう少し高いプライド、自信を持ってお勧めして良いのではないかと、この委員会に参加させていただいて感じているところです。その気持ちに、今の藤懸委員のお話はピッタリきます。

ですから、貯金を使い果たすので協力してくださいという、市役所内部の事情も解らないではないですけども、そちらよりは、市民のみなさんが思っただけのことのほうが重要ですし、庁内合議と市民のみなさんが思っただけのことには、大きな乖離があるということを私たちも認識しなければならないと強く思います。

そういうことも、答申に盛り込んでいただければと思います。

余湖会長

今の時代は、なんでも安価でということが全てに先行するところがありまして、特に市役所は、間に挟まって大変だと思えますが、事務局はこれからが本番ですので、頑張ってくださいと思います。

本日も長時間に亘り議論いただきましてありがとうございました。

私も随分前から、料金値上げは、いずれやらなければならないし、避けては通れないと思っておりましたが、やっとここまで道が付きましたので、次回をもって答申ということで、この審議を終えたいと思いますので、委員の皆様には、もう1回お付き合いいただきたいと思えます。

では、本日の審議は以上で終了いたしますので、一旦事務局にお返しします。

蛭谷主査

長時間に及ぶ審議ありがとうございました。

本日の会議録の署名委員については、土門委員と渡辺委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

次回の運営委員開催に關しまして、改めて事務局からご案内させて頂きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。以上です。

余湖会長

それでは、よろしいですか。どうもありがとうございました。

【15：55 閉会】

平成24年3月26日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会

会長 余湖 典昭

議事録署名委員

渡辺 信善

議事録署名委員

土門 隆一